

平成 2 5 年 3 月

# 太宰府市議会建設経済常任委員会会議録

平成 2 5 年 3 月 4 日

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

[平成25年太宰府市議会第1回(3月)定例会 建設経済常任委員会]

平成25年3月4日

午前10時00分

於 全員協議会室

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第20号 | 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について                 |
| 日程第2  | 議案第21号 | 太宰府市道路構造の基準に関する条例の制定について                           |
| 日程第3  | 議案第22号 | 太宰府市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第4  | 議案第23号 | 太宰府市道路標識の寸法に関する条例の制定について                           |
| 日程第5  | 議案第24号 | 太宰府市道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例の制定について     |
| 日程第6  | 議案第25号 | 太宰府市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について                |
| 日程第7  | 議案第26号 | 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第8  | 議案第27号 | 太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第9  | 議案第31号 | 平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について                        |
| 日程第10 | 議案第33号 | 平成24年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について                      |
| 日程第11 | 議案第34号 | 平成24年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について                     |
| 日程第12 | 議案第8号  | 市道路線の認定について  |

## 2 出席委員は次のとおりである(6名)

委員長	後藤 邦 晴 議員	副委員長	原 田 久美子 議員
委員	村 山 弘 行 議員	委員	橋 本 健 議員
”	芦 刈 茂 議員	”	陶 山 良 尚 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(9名)

建設部長	神 原 稔	上下水道部長	今 泉 憲 治
総務部長	三 笠 哲 生	都市整備課長	今 村 巧 児
建設課長	伊 藤 勝 義	上下水道課長	松 本 芳 生
施設課長	加 藤 常 道	商工農政課長	大 田 清 蔵
観光交流課長	篠 原 司		

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	齋 藤 廣 之	議事課長	櫻 井 三 郎
書記	花 田 敏 浩		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（後藤邦晴委員） 皆さんおはようございます。

ただいまから、建設経済常任委員会を開会します。審査の順序は、お手元に配付しております日程の順とします。なお、今回から議会改革の取り組みの一つとして、委員会での議案審査中に委員間で自由討議する、意見交換を試行します。意見交換は議案審査中、質疑の終了後、討論の開始前に行います。

ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第20号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について

○委員長（後藤邦晴委員） 日程第1、議案第20号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について」を議題とします。

それでは、執行部の補足説明をお願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） 議案第20号、太宰府都市計画事業佐野土地区画整理基金条例を廃止する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書は42ページ、条例案は26ページ、新旧対照表はございません。

佐野土地区画整理事業につきましては、平成19年11月26日に換地処分公告がなされまして、清算徴収金の収納が平成20年3月31日を第1回目として開始をされました。清算金につきましては、平成24年度をもって、清算事務が終了することに伴いまして、条例を廃止するものでございます。なお、清算金の納付につきましては、分割納付の方の最終回の納期限を平成25年3月29日としております。このため、出納整理期間の収納分を含めまして基金へ積立を行います。このため、条例の施行日につきましては平成25年6月1日としております。

説明は以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） じゃあ、この基金はまだ残しておくということですか。

○委員長（後藤邦晴委員） 都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） 施行を6月1日としておりますので、平成25年度の予算のほうに、一般会計の基金の繰り入れが予算計上されております。その繰り入れ業務を行った後、廃止ということで、5月31日まで基金が残るといふふうにご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤邦晴委員) これで質疑を終わります。

これより意見交換を行います。なお、この意見交換は当該議案について、委員間で自由な討議、意見交換を行うものであり、執行部に対する質疑は終了しておりますので、この場で行うことはできないことを申し添えます。

それではご意見はありませんか。

○委員長(後藤邦晴委員) 芦刈委員。

○委員(芦刈茂委員) 質疑はできないんで、ちょっと聞き損ったんですけど、教えてほしいんですけど、これは何年ぐらいかかったんですか。

○委員長(後藤邦晴委員) これは私たちもはっきり分かりませんが、執行部に聞くことはできませんので、後ではっきりした数字が出ましたら、連絡ということよろしいですか。

橋本委員。

○委員(橋本健委員) 委員間で意見交換した後に、こうって質疑漏れみたいのとか出てくるじゃないですか、再度質疑というのはできますか。

○委員長(後藤邦晴委員) できません。

村山委員。

○委員(村山弘行委員) 通常は質疑するでしょ、それで質疑はありませんか、質疑ありませんってなって、討論に入ります。討論はありませんか、討論ありませんって、で次にいくでしょ。たまたまこれを入れたから、議論をしようって、ああそうやった聞いてみようかっていうふうにはならんやろ。

○委員長(後藤邦晴委員) ならんですね。それはなしで、だから念を押してくれと言われております。芦刈委員の件は後で教えてもらいましょう。

他にご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤邦晴委員) これで意見交換を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤邦晴委員) 採決を行います。

議案第20号、「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理基金条例を廃止する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(後藤邦晴委員) 全員挙手です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第21号 太宰府市道路構造の基準に関する条例の制定について

○委員長（後藤邦晴委員） 日程第2、議案第21号「太宰府市道路構造の基準に関する条例の制定について」を議題とします。

それでは、執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） それでは議案第21号、太宰府市道路構造の基準に関する条例の制定について、ご説明させていただきます。議案書につきましては43ページです。新旧対照表につきましてはございません。それから条例案につきましては27ページでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法の制定によりまして、道路法等が改正され、これまで国で定めていた道路等に関する技術的基準を各地方公共団体の条例で定めることとされたことに伴いまして、市が道路管理者である市道における道路の構造の技術的基準について条例を定めることとされたことに伴いまして、必要な事項を定めるものでございます。条例案につきましては27ページから52ページでございます。

条例で定めるにあたり、道路法第30条第3項の規定によりまして、国の基準であります「道路構造令」に定められている基準を参酌することとなっております。この中で設計車両、建築限界、設計自動車荷重を除き条例を制定することになりました。

今回、制定いたします条例は、高齢者や障害者の方々が安心して生活できることに寄与する歩道環境整備に関する基準を独自に定めております。

ただし、軌道敷、それから登坂車線及び防雪施設に関する基準については、本市においては地域特性上該当がございませんので規定しないこととしております。

それでは、第1条でございます。条例案27ページです。

この条例は、道路法第30条第3項の規定に基づき、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準に関し必要な事項を定めるものとするということでございます。

続きまして、第2条、用語でございます。ここで、自動車専用道路、その他の道路ということで分けております。本市につきましては、自動車専用道路というものはございませんけども、この道路の規定区分につきましては、第1種から第4種の定義が必要ということであげております。

それから、第3条、道路の区分ですね。それから第4条、車線等でございます。続きまして、32ページです。第5条、車線の分離等でございます。続きまして34ページです。第6条、副道、第7条、路肩でございます。続きまして37ページでございます。第8条、停車帯、第9条、自転車道、第10条、自転車歩行者道、第11条、歩道でございます。

続きまして、39ページです。第12条、歩行者の滞留の用に供する部分でございます。第13条、植樹帯、第14条、設計速度、第15条、車道の屈曲部、第16条、曲線半径でございます。

それから41ページです。第17条、曲線部の片勾配、第18条、曲線部の車線等の拡幅、第19条、緩和区間、第20条、視距等、第21条縦断勾配、それから44ページです。第22条、登坂車線です。

ここで、44ページ、第21条第2項の歩道等の縦断勾配についてですが、この中で第3種又は第4種の道路の自転車歩行者又は歩道の縦断勾配は5%以下を標準とするということにしておりますけども、これは国の基準では定められていない歩道等の縦断勾配でありまして、本市におきましては5%以下を標準とする基準を追加して制定するというものでございます。

それから、第23条、縦断曲線です。それから、第24条、舗装でございます。この舗装でございますが、第24条第3項です。上から2行目でございますが、当該道路の存する地域及び沿道の土地利用の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とするものとするということでございますけども、これも国の基準では定められていない地方の歩道の舗装でありまして、雨水を道路の路面下に浸透させることができる構造、いわゆる透水性舗装とすることができる基準を追加しております。

それから第25条、横断勾配でございます。第2項です。歩道又は自転車道等に1%以下を標準として横断勾配を付するものとするということでございます。これにつきましては国の基準では2%が標準となっておりますけども、地方部におけます市道では歩道等の横断勾配につきましては、1%以下に基準を変更して制定するというものでございます。

それから、第26条、合成勾配。第27条、排水施設。第28条、平面交差又は接続。第29条、立体交差。次のページです。第30条、鉄道等と平面交差。第31条、待避所。第32条、交通安全施設。第33条、凸部、狭窄部等。第34条、交通島。第35条、自動車駐車場等。第36条、防護施設。第37条、トンネル。トンネルにつきましては本市においては現在のところありませんけども、規定をするということでございます。第38条、橋、高架の道路等。第39条、附帯工事等の特例。第40条、小区間改築の場合の特例。第41条、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路。第42条、歩行者専用道路。全42条でございます。

この条例の施行につきましては、公布の日からでございます。以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました

質疑をおこないます。質疑はありませんか。

原田副委員長。

○副委員長（原田久美子委員） 50ページの橋、高架等の道路等の分なんですけど、国の政令については、この設計に用いる設計自動車の荷物の重さなんですけれども、25トンから245キロニュートンにかわったということを書いてあったんですけど、そのこのところの説明をしていただけませんか。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 設計荷重等につきましては把握はしておりませんが、設計の自動車

荷重につきましては道路構造令では35条に制定されておるんですけども、この設計荷重につきましては、市町村道でそれぞれ決める、国道で決める、県道で決めるということではございませんで、これは全国一律で決めるということで、今回のこの条例には入れておりませんが、道路構造令で規定されるということでございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 他にございませんか。

芦刈委員。

○委員（芦刈茂委員） 太宰府にある道というのは国、県、市それと私道という四つが大体分類としてあるということですかということとですね、これは太宰府市の市の道路について適用される条例ですよ。それをちょっとお聞きしたい。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 道路というんですけども、国道、県道、市町村道、それから私道ということでございますけれども、道路法でいうところの道路につきましては、市が認定している道路を道路法で規定しているということです。ですから道路の分類をどこまでするかということですけども、私道も道路でありますけれども、やはり市の道路ではありませんということでございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 他にございませんか。

芦刈委員。

○委員（芦刈茂委員） 自転車道というのは太宰府にはあるんですかね。あるいは今後の見込み。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 自転車道というのは太宰府市にはございません。ただ、自転車道を作りますにはそれだけの幅員が必要になります。最低でも2メートルは必要になりますから、それを設置しようとする時には道路計画の段階から自転車道を設置していくのかどうかを決めて計画を立てていく必要があると思っております。

○委員長（後藤邦晴委員） 芦刈委員。

○委員（芦刈茂委員） それと勾配という考え方ですけど、横断勾配というのは道に対して直角に切った場合の勾配というか、その中央と隅っこの割合を指してるんですかね。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 縦断勾配というのは道路の直線的な勾配ですよ、横断勾配といいますのは、路面の水はけをよくするための横断勾配ということですから、1%とか、1.5%、2%ということになります。車道に降った雨水を排水するための勾配ということ。合成勾配というのは縦断勾配と横断勾配を合わせたものということになります。

○委員長（後藤邦晴委員） 芦刈委員。

○委員（芦刈茂委員） 地元のことってあれなんです、私が住んでおります水城台、昭和50年代に確か下水道工事がありまして、掘った跡がそのまま残ってて、埋めた跡が線のように残ってる。あと、そんな関係もあって、勾配というのが結構、隅っこは舗装が剥げたり、欠けたと

ころがあって、よく高齢者の人が歩いててこけたりしとるわけですね。それから下水道工事する時に掘ったとこの、埋め込んだ跡の境というのが残っておったりして、必ずしもこのとおりにいっとるんかなっていう気がするんですが、その辺りどうなのでしょう。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） そのとおりにいつてるのかなということなんですけども、舗装復旧をする時には当然、横断勾配に合わせた舗装復旧を行う。ただ経年変化での厚みの沈下でありますとかですね、いうことでの勾配が不規則になっているというところはあると思います。そういう道路につきましては今後、市営土木のほうで補修していく、又は計画的な舗装の補修を計画していくということで対応していく必要があるというふうに思っております。

○委員長（後藤邦晴委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで質疑を終わります。

これより意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで意見交換を終了します。

○委員長（後藤邦晴委員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号「太宰府市道路構造の基準に関する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（後藤邦晴委員） 全員挙手です。

したがって、議案第21号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第22号 太宰府市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（後藤邦晴委員） 日程第3、議案第22号「太宰府市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） それでは議案第22号、太宰府市高齢者、障害者等に移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定につきまして、ご説明いたします。



議案書につきましては44ページでございます。条例案は53ページからでございます。新旧対照表はございません。

この太宰府市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準に関する条例の制定でございますが、条例案資料の53ページから66ページでございます。

この案件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権の一括法の制定による高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正によりまして、特定道路のうち、市が道路管理者である市道の移動等の円滑化のために必要な構造基準について条例で定めることとされたことに伴いまして、必要な事項を定めるものでございます。

なお、特定道路とは、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等を結ぶ道路として国土交通大臣が指定する道路であります。

条例で定めるにあたりましては、省令を参酌することとなっております、省令と同様の基準を設けることとしておりますけれども、路面電車停留場等の関係それから防雪施設につきましては本市におきましては該当がないということで条例からは除いて制定することとしております。

今回、制定します条例では、階段の寸法及び視覚障害者誘導用ブロックの大きさについては、独自の基準を規定することとしております。

この条例は、第1条から第33条まででございます。

まず第1条でございます。この条例は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、市が道路管理者である市道に係る道路移動等円滑化基準を定めるものとするというのが趣旨でございます。

続きまして、第2条は定義でございます。54ページです。第3条、歩道。それから第4条、有効幅員。第5条、舗装。第6条、勾配です。

次のページです。55ページ、第7条、歩道等と車道等の分離。第8条、高さ。第9条、横断歩道に接続する歩道等の部分。それから第10条、車両乗り入れ部。それから第11条、立体横断施設。それから第12条、エレベーターでございます。次に57ページです。第13条、傾斜路。第14条、エスカレーター。第15条、通路。それから第16条、階段でございます。この中で第16条の第1項第2号です。けあげの寸法は15センチメートル、踏面の寸法は30センチメートルを標準とし、けこみの寸法を2センチメートル以下とするということでございます。これにつきましては国の基準では定められていない階段の寸法でございます、独自の基準として追加しております。それから第17条、高さ。第18条、ベンチ及び上屋。第19条、障害者用駐車施設。61ページです。第20条、障害者用停車施設。第21条、出入口。第22条、通路。第23条がエレベーター。第24条、傾斜路。第25条、階段。第26条、屋根。第27条、便所でございます。それから第28条、それから64ページにいきまして、第29条、それから第30条、案内標識。第31条、視覚障害者誘導用ブロックでございます。この第31条の中で第3項、視覚障害者誘導用ブロック

の大きさは縦30センチメートル、横30センチメートルを標準とするということでございます。これにつきましても、国の基準では定められていないブロックの大きさについて、独自の基準として追加しております。それから、第32条、休憩施設。第33条、照明施設。それから附則といたしまして6項目をあげております。参酌しております省令ですけれども、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を参酌しております。

この条例の施行は、公布の日からということでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました

質疑をおこないます。質疑はありますか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） 立体横断施設のエレベーターを作るような対象箇所は本市にあるのかどうかと、あればどのくらいなのかと、便所があったかいな。便所はどうなのか。もうしてあるのか、しなきゃいかんのか。あればどのくらいあるのか。してあるのかなというところもあるみたいやけど、障害者用の。ちょっとどうなってますでしょうか。エレベーターがする必要があるかないかと、トイレの関係。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） ご質問のエレベーターの現状でございますけれども、これにつきましては乗合自動車の停留所についての規定でございます。現在、太宰府市ではエレベーターを設置するような停留所はございません。また、乗合自動車の停留所に便所を付けるという計画もございませんが、しかし、将来的なこととしては、基準として定めておく必要があるのかなというふうに思ってますし、やはり国の省令を参酌して設定するというところでございますので、基準として定めているということでございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 他にございませんか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） トイレの回答も。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 便所につきましても乗合自動車の停留所について、該当する施設がありませんし、今のところ計画も立てておりません。

○委員長（後藤邦晴委員） 原田副委員長。

○副委員長（原田久美子委員） 54ページの有効幅員についてなんですけれども、このカッコの中に年数と何条かということと、何号と書いてありますけれども、ここの空白は。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 太宰府市道路構造に関する条例は、先ほど説明させていただきましたけれども、今回の議会において条例を制定するというところでございますので、ここの年度、条例第何号につきましては空白にしております。

○委員長（後藤邦晴委員） 他にございませんか。

原田副委員長。

○副委員長（原田久美子委員） 本当に言葉がちょっと分からないのでお聞きしたいんですけど、59ページのけあげとか、けこみとかいう、市の追加基準についてなんですけど、ちょっとその意味が分かりませんので教えてください。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） けあげというのは階段の一段一段の段差、高さのことです。それから踏面はその階段の足を乗せるとこの幅です。それから、けこみというのは一つ一つの階段の下の踏面を2センチくらい切り込むことによって、足が階段を上る時に引っかからないようにするというものでございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これより意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで意見交換を終了します。

○委員長（後藤邦晴委員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号「太宰府市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（後藤邦晴委員） 全員挙手です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第23号 太宰府市道路標識の寸法に関する条例の制定について

○委員長（後藤邦晴委員） 日程第4、議案第23号「太宰府市道路標識の寸法に関する条例の制定について」を議題とします。

執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 議案第23号、太宰府市道路標識の寸法に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。議案につきましては45ページ、条例案につきましては67ページからになります。新旧対照表はございません。

この太宰府市道路標識の寸法に関する条例の制定でございますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権の一括法の制定による道路法の一部改正によりまして、市が道路管理者である市道に関する道路標識の寸法について条例で定めることとされたことに伴いまして、必要な事項を定めるものでございます。

条例で定めるにあたりましては、省令を参酌することとなっており、道路の構造を保全し、かつ交通の安全と円滑を図ることを考慮しまして、従来の基準が望ましいことから、省令と同様の基準を定めることとしております。参酌しました省令ですけれども、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令でございます。

それでは第1条でございますが、読まさせていただきます。この条例は、道路法第45条第3項の規定に基づき、道路に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を定めるものとするということでございます。

次に、第2条、用語でございます。それから第3号、図示の標示板の寸法。第4条、その他の標示板の寸法。それから第5条、図示の文字等の寸法。それから70ページになります。第6条、その他の文字等の寸法。それから第7条、縁、縁線及び区分線の太さの寸法でございます。

この条例の施行は、公布の日からでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました

質疑をおこないます。質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） 交通標識とちょっと勘違いしやすいんですね、具体的にどういう標識が。書いてはあるんですけどね。駐車場を表示する案内表示とか、道路の通称名を表示する案内標識とか、この辺は分かるんですが、補助標識とかですね、警戒標識とか、具体的にどういうものか教えてください。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 第2条の第1項第1号ですけども、標示板の数値のところの、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令というものが省令でございまして、この中の別表第2というものがあんですけど、この中に案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識、補助標識というものがございます。案内標識というのは太宰府市ですとか福岡県ですとかですね、高速道路でいいますと九州自動車道ですよという緑の標識というのが案内標識。それから警戒標識は黄色の標示で十字路がありますとか、T字路ですよとか、右に曲がってますよとか、湾曲してありますよとか、信号機がありますよとか、登りが10%ですよとかいうふうな黄色の標識がありますね。そういうものです。それから規制標識ですけど、これは公安委員会が規制する標識なんですけども、通行止めであるとか、進入禁止とか、駐車禁止とか、一方通行とか、そういうも

のが規制標識になります。それから指示標識ですけども、ここは自転車通ってもいいですよという、例えば歩道に自転車可の標識がありますとか、パーキングのPでありますとか、横断歩道の人が歩く三角の標識がありますよね。そういう横断歩道がありますよという標識ですね、そういうものでございます。それから補助標識ですけども、これは例えば駐車禁止の標識に下に矢印がありますね、片方の矢印であつたりとか、両方に矢印が付いていたりとかあります。それからここからですよとか、ここまでですよというものです。それから、ここは追い越し禁止ですよという言葉で標識にプラスして付いているもの、それが補助標識というものでございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで質疑を終わります。これより意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで意見交換を終了します。

○委員長（後藤邦晴委員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号「太宰府市道路標識の寸法に関する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（後藤邦晴委員） 全員挙手です。

したがって、議案第23号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第24号 太宰府市道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例の制定について

○委員長（後藤邦晴委員） 日程第5、議案第24号「太宰府市道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例の制定について」を議題とします。

執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 議案第24号、太宰府市道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例の制定について、ご説明させていただきます。議案書につきましては46ページ、条例案は72ページからでございます。

この案件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整

備に関する法律、いわゆる地方分権の一括法の制定による道路法の一部改正によりまして、市が道路管理者である市道の附属物である有料の自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける駐車料金等を表示するための標識について条例で定めることとされたことに伴いまして、必要な事項を定めるものであります。

条例で定めるにあたりまして、国の基準である道路法施行規則を参酌することとなっております。省令と同様の基準を設けることとしております。利用者の利便性向上のために、表示方法に関しまして独自基準を設けることとしております。

それでは第1条です。この条例は道路法第24条の3の規定に基づき、道路の附属物である有料の自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける駐車料金等を表示するための標識に関し、必要な事項を定めるものとするということでございます。

それから、第2条の第3項についてです。前条の標識の形状、大きさ等は前項の者の見やすいものでなければならないということになっております。これは国の基準では、この項については定められていませんので、基準を追加して定めるというものでございます。

この条例の施行は、公布の日からでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました

質疑をおこないます。質疑はありませんか。

芦刈委員。

○委員（芦刈茂委員） 対象ですが、市道の附属物である有料の自動車駐車場又は自転車駐車場というのは、市道の横にあるという理解でいいんですかね。例えば太宰府だったらどういう場所にあるのか。お教えいただければと思います。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 太宰府市においての有料の自動車駐車場又は自転車駐車場ですけども、現在のところ該当する施設はありません。

○委員長（後藤邦晴委員） 芦刈委員。

○委員（芦刈茂委員） 一番気になるのは、西鉄の太宰府駅の歩道にいっぱい自転車をとめてるじゃないですか。あれは管理はされてあるのかな。

○委員長（後藤邦晴委員） 都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） 太宰府駅の歩道の横の部分については毎朝、並び替え等おこなっております。管理をしております。

○委員長（後藤邦晴委員） 芦刈委員。

○委員（芦刈茂委員） あれは市の管理ですか。

○委員長（後藤邦晴委員） 都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） はい。市で管理をしております。

○委員長（後藤邦晴委員） 芦刈委員。

○委員（芦刈茂委員）　ということは当然、それをやってある人たちには費用を出してあるんですね。

○委員長（後藤邦晴委員）　都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児）　維持管理、並び替えにつきましてはシルバー人材センターに委託しております。

○委員長（後藤邦晴委員）　他に。  
陶山委員。

○委員（陶山良尚委員）　本市ではあてはまるものはないという話でしたけど、JR都府楼南駅の駐輪場というのは別なんですかね。

○委員長（後藤邦晴委員）　都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児）　JR都府楼南駅の駐輪場につきましては、JRさんの敷地ということで、道路に附属する施設ではございません。

○委員長（後藤邦晴委員）　よろしいですか。

これで質疑を終わります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員）　それでは意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員）　これで意見交換を終わります。

○委員長（後藤邦晴委員）　これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号「太宰府市道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（後藤邦晴委員）　全員挙手です。

したがって、議案第24号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決　賛成5名、反対0名　午前10時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6　議案第25号　太宰府市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

○委員長（後藤邦晴委員）　日程第6、議案第25号「太宰府市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題とします。

それでは執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 議案第25号、太宰府市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、ご説明させていただきます。議案書につきましては47ページです。

条例案につきましては73ページからになります。新旧対照表はございません。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法の制定により、河川法が改正され、準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準について、条例で定めることとされたことに伴い河川管理施設等構造令で定める基準を参酌して、必要な事項を定めるものであります。

この河川管理施設等構造令の中の事項のうち、ダム、堤防の高潮区間、高規格堤防、小段、側帯、樹林帯、揚水機場、排水機場及び取水塔、橋の橋脚等に関する規定については、本市の準用河川に該当施設がないため、本条例の基準からは除外をしております。

条例につきましては、資料の73ページから86ページでございます。

この条例は、第1条から第49条でございます。

まず、第1条の趣旨です。この条例は、河川法第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防、床止めその他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものとするということでございます。

それから、第2条、定義でございます。それから第2章、これから堤防の関係になりますけれども、第3条、適用の範囲。それから第4条、構造の原則。第5条、材質及び構造。第6条、高さ。第7条、天端幅。第8条、盛土による堤防の法勾配等。第9条、護岸。第10条、水制です。第11条、管理用通路。第12条、波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置。第13条、背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例。第14条、天端幅の規定の適用除外等。第15条、連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例。次に77ページになります。床止めの関係になります。第16条、構造の原則。第17条、護床工。第18条、護岸。第19条、魚道でございます。それから次、第4章、堰の関係になります。第20条、構造の原則。第21条、流下断面との関係。第22条、可動堰の可動部のゲートの構造。第23条、可動堰の可動部のゲートの高さ。第24条、可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例。第25条、管理施設。第26条、護床工等。第27条、洪水を分流させる堰に関する特例です次、第5章です。水門及び樋門関係です。第28条、構造の原則。第29条、構造。第30条、断面形。第31条、河川を横断して設ける水門。第32条、ゲート等の構造。81ページです。第33条、水門のゲートの高さ等。第34条、管理施設等。第35条、護床工等でございます。次に第6章、橋に関する条項でございます。第36条、河川区域内に設ける橋台の構造の原則。第37条、鏡台。第38条、桁下高等。第39条、護岸等。第40条、管理用通路の構造の保全。それから83ページです。第41条、適用除外でございます。それから第7章、伏せ越し関係でございます。第42条、適用の範囲。第43条、構造の原則。第44条、構造。第45条、ゲート等。第46条、深さでございます。次に第8章、雑則でございま



す。第47条、適用除外。第48条、計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例。それから第49条、小河川の特例でございます。

この条例の施行は、公布の日からでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました

質疑をおこないます。質疑はありますか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） 言葉がよく分かりませんから、76ページの天端幅というのは、どういう意味かが一つです。もう一つは伏せ越し。83ページの第7章。言葉が分からない。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） まず76ページの天端ですけども、天端というのは構造物の上面のことをいいます。例えば堤防の一番上。堤の上面といいますが、上の箇所を天端といいますが。それから伏せ越しですけども、水は上から下へ一連の勾配で流れていくんですけども、そこに例えば污水管があるとします。その水路を自然流下で流れていこうとした時に、污水管に水路が遮断されて流れないという時に、その污水管の下をくぐって流すということを伏せ越しといえます。というのはどうして流れるかといいますと、污水管の上流側の水の高さ、水位と污水管の下流側の水位の高さの高低差によって水を流すと。ですから、押上方式、上流側の水位が高く水の重さで下流側の低いところに水を押し流すという構造のところを伏せ越しというふうにいいます。

○委員長（後藤邦晴委員） 他にございませんか。

芦刈委員。

○委員（芦刈茂委員） 太宰府市河川管理施設等なんで、私の理解ではほとんど御笠川というのは県の管理じゃないのかなというふうに思うわけですが、市の管理というのは、太宰府市内のうち、どの辺りにあるのか、あるいはこの堤防とか、この堰とか水門とか、市で管理しているものは結構な数あるものなんですか。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 河川には1級河川、2級河川ありますよね。御笠川につきましては2級河川で、これは県の河川でございます。鷺田川につきましても2級河川で県の河川です。それから準用河川というのが市の管理ということになります。太宰府市において、準用河川は現在は大谷川、山浦川、北谷川、内山・原川、汐井川の5河川を準用河川としています。それ以外の河川については普通河川ということで区分をしております。普通河川につきましては、太宰府市普通河川管理条例というものを既に作っております、この中で管理をしております。今まで準用河川につきましては河川法の中で規定されておりましたけども、今回のいわゆる一括法の中で準用河川につきましては、管理する地方公共団体のほうで条例を定めなさいということになりましたので、準用河川について管理のための条例を今回、制定をするものです。

○委員長（後藤邦晴委員） 芦刈委員。

○委員（芦刈茂委員） 四王寺山麓ですが、小さな小川が本流に流れ込みますよね、そしたら、大体必ず堰というか、田んぼに水をためる関係もあるんでしょうけど、水門が付いてるじゃないですか、あの水門というのは市の管理、あるいはその辺りの農地組合か水利組合か、その辺りの管理、その辺りどんなふうになっておるか。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○委員（伊藤勝義） 農業用水のための井堰につきましての管理は各地区の水利組合にお願いをしております。それから施設につきましては太宰府市の施設になります。

○委員長（後藤邦晴委員） 他に質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで、質疑を終わります。

これより意見交換を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで意見交換を終了します。

○委員長（後藤邦晴委員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号「太宰府市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（後藤邦晴委員） 全員挙手です。

したがって、議案第25号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（後藤邦晴委員） ここで、11時15分まで休憩します。

休 憩 午前11時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前11時15分

○委員長（後藤邦晴委員） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第7 議案第26号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○委員長（後藤邦晴委員） 日程第7、議案第26号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明をお願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） 議案第26号、太宰府市公園条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。議案書は48ページ、条例案は87ページ、新旧対照表は19ページでございます。

本件につきましては、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の改正によりまして、これまで都市公園法に定められておりました都市公園の設置基準や規模等又、及び高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に定められておりました、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関します基準等を市条例で定めることとなりましたので公園条例の一部を改正するものでございます。

この改正に関しましては都市公園法施行令、又、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令、これに基づいて、これを参酌基準に活用しまして、内容につきましては、この参酌基準どおりに改正をいたしております。それでは条文ごとにご説明をしたいと思います。

議案書の87ページ、第1条の2の定義でございます。この条例において、公園施設は都市公園法第2条に規定します公園、具体的に申しますと、公園につきましては、公園又は緑地で、地方公共団体が設置するものを公園という定義されておりますので、その定義。公園施設につきましては、太宰府市で該当するものとしましては園路、広場、例えば植栽、花壇、ブランコなどの遊具、駐車場、便所等そのようなものが法で定義されておりますので、この定義づけをまずは加えております。次に第1条の3でございます。これにつきましては、住民一人あたりの公園の敷地面積の標準を定めております。前段の法第3条の第1項の条例で定めるところにつきましては、その後段で市の区域内に設置する公園、市民一人あたりの敷地面積の標準規模を10平方メートル以上とすると。そして市街地に設置する公園の市民一人当たりの標準は5平方メートル以上とするところでございます。これにつきましては参酌基準どおりということで定めております。次の第1条の4でございます。この条項につきましては、公園の配置と規模の基準を定めております。1号の主として街区内に居住する者の利用に供する公園と申しますのは、太宰府市で申しますと住宅の近隣にございます街区公園を考えていただければ結構だと思います。その敷地の規模は0.25ヘクタールを標準として定めるということで1号に定めております。2号でございます。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園と書いております。これにつきましては太宰府市におきましては近隣公園を考えていただければ結構だと思います。通古賀近隣公園、佐野近隣公園規模のようなものとお考えいただければ結構です。この敷地の規模については2ヘクタールを標準として定めるということでございます。3号です。主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園、これにつきましては地区公園レベル、太宰府市では高雄公園でございますとか、歴史スポーツ公園、梅林アスレチックスポーツ公園規模のものでございます。これについては4ヘクタールを標準として定めるというものでございます。4号でございます。主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、云々とございます。このような運動等総合的な利用に供する

というものでございますけれども、これにつきましてはかなり大規模な公園をお考えいただいたら結構です。近くでこのレベルと申しますと海の中道海浜公園ですとか、そのような大規模なものというふうになってまいります。それにつきましてはその機能を十分に発揮することができるようにいうところで定めております。第2項でございます。これは太宰府市では今のところ該当するものはございません。主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園ということについての規模を述べております。具体的にいえば、例えばコンビニートがある市町村のところで大きな工場に緑地帯として設ける場合、そのようなことを2項で書いておるところでございます。これについても、設置目的に応じて公園としての機能を発揮する標準を市で定めなさいというところを述べております。この項目につきまして参酌基準どおりということで定めております。

次のところでございます。第1条の5でございます。公園施設の設置基準を述べております。これは法4条第1項云々と書いておりますけれども、この内容は法を引用しておりますが、内容としては公園の中に設置をする、例えば建築物の建蔽率について述べておるところでございます。建蔽率と読み替えますと建蔽率の割合は基準は100分の2、すなわち2%と申すところを述べております。次の第1条の6でございます。公園施設の建築基準の特例というところでございます。この中の第6条第1項第1号、都市公園法で述べておりますものは、これは具体的に解説をさせていただきますと、例えば公園の中に温泉を設けるような場合の休養施設、それと例えば体育館を大きな公園に設ける場合の運動施設。例えば公園の中に美術館等を設ける場合の教養施設。このような場合を法の中で述べております。これにつきまして、建蔽率基本は前条の2%が基本でございますけれども、このような場合については当該公園の敷地面積の100分の10、すなわち10%を限度として、前項、基本は2%ということでございますけれども、それに10%を超えて12%まで建築することができるということをここで述べております。次に2項でございます。令第6条第1項第2号に掲げる場合というのが、またこれも法を引用しておりますので、内容といたしましては、先ほども申しました例えば温泉施設とか、休養施設、教養施設、美術館等、これにつきましてその建物が国宝であるとか重要建築物である場合というのをこの法の中で述べております。そのようなもの、建物を活用して公園の中に建てる場合については基本、第1条の5で建蔽率2%でございますけれども、100分の20を限度として追加することができる。22%まで建蔽率は認めるという項目でございます。次に第3項でございます。令第6条第1項第3号に掲げる場合と申しますのが、具体的に申しますと屋根付きの広場、壁を要しない雨天用の運動場、運動場に屋根が付くようなものを建てる場合というところをここでは述べております。これについては100分の10を基本限度として基本2%でございますが、100分の10を超えることができる。12%まで建てることのできるということをここで定めております。最後の4項でございます。条例第6条第1項第4号に掲げる場合と申しますのが、これが法の中で述べておりますのが、公園の中に三か月を限度として、仮に例えば管理棟を設ける等、仮設の建物を建てる場合というところをこの4項で述べており

ます。これにつきましては建蔽率を100分の2を限度として基本2%でございますけれども、プラス2%、4%まで建築することができるということをここで述べております。

最後に第1条の7でございます。これにつきましては高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基準を述べております。別表の第5で施設名と整備の基準を下に述べております。まず番号1番が太宰府市で特に該当があるものとし、園路及び広場、1号で出入口は概要だけ申しますと幅は120センチメートル以上とすることというふうになっております。エでは車椅子を使用している方が通過する際に支障がないよう段がないようにすることなどはこの通路の中で入れております。

次に2番の屋根付広場に関する基準。3番で休憩所に関する基準。4番で管理事務所に関する基準。5番6番が野外劇場、野外音楽堂。7番については駐車場の中に車椅子用の駐車場を設ける場合の算定基準でございます。8番目、トイレを設ける場合の基準でございます。9番目、水飲場、これにつきましては例えば車椅子の方が手を伸ばしても通常の水飲み場ですと届きませんので、この机のように車椅子が中に入って手が届くような水飲み場の整備を実際にやっております。そのような整備が9番で述べられております。そして、掲示板、標識これにつきましてもこのような基準で述べております。

この改正条文につきましては冒頭ご説明を申し上げましたけれども、これまでの公園等で整備してきたものが参酌基準になりましたので、そのまま太宰府市の条例の中に規定をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました

質疑をおこないます。質疑はありますか。

原田副委員長。

○副委員長（原田久美子委員） 車椅子使用者が通過する際のことなんですけども、土といいますか、砂だったらいぼったりすると思うんですけど、そういった土の種類とかは屋根付も含めてなんですけども、土の地質、そういうものは条例の中には入ってないんですか。

○委員長（後藤邦晴委員） 都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） この移動円滑化の基準に関しましてはいろんな通路等の施設のいわゆるバリアを外していくということでございます。もちろん例えば建物の管理棟に入るというような場合については当然、通路の確保は車椅子の移動がしやすい形での整備というものを私どもも心がけて整備をするということで、これは前提でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 原田副委員長。

○副委員長（原田久美子委員） もう一箇所なんですけども、屋根付広場についての屋根の形とか屋根の素材とかいうのは条例で決めておられるんですかね。

○委員長（後藤邦晴委員） 都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） この条例につきましてはあくまでも整備の基準でございますので、

形でありますとか、色ということについてはこの条例の中では規定はしないということでございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 他にございませんか。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） すいません。たびたび聞いてるんですが、太宰府市内の公園数ですね、それと都市公園といわれるのが梅林アスレチックスポーツ運動公園と歴スポというふうに認識しておりますが間違いないですかね。

（芦刈委員「関連して」と呼ぶ）

○委員長（後藤邦晴委員） 芦刈委員。

○委員（芦刈茂委員） 公園の区分が0.25、2ヘクタール、4ヘクタールとなってるじゃないですか。それをいくつか言われたのをもう一回よろしかったら教えてもらって、関連して答えていただければと思います。

○委員長（後藤邦晴委員） 都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） 公園の数につきましては、現在131箇所ございます。その中で先ほど芦刈委員からもご質問がございました、これも合わせてご説明いたしますと、そのうち近隣公園が通古賀近隣公園、佐野近隣公園ということで2箇所。これにつきましては条例第1条第4項第2号がこの部分に該当いたします。第1条の第4項第3号、これが、地区公園レベルということでございまして、歴史スポーツ公園、梅林アスレチックスポーツ運動公園、高雄公園の3箇所でございます。131箇所のうち、残りにつきましては第1条第4項第1号は街区公園に該当します。また、この標準規模というのはあくまでも標準でございますので、実際の面積というのがこの標準よりも大きなものもございますし、小さいものもあるというふうにご理解いただければと考えております。以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 橋本委員。

○委員（橋本健委員） 今後の計画として身障者や高齢者に配慮した、例えば階段のやり直しとか、屋根付広場を作るとか、例えばですよ。あるいは手すりに点字を貼り付けるとかそういう整備計画はございますか。

○委員長（後藤邦晴委員） 都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） 公園につきましては主として遊具の改善を補助でおこなっております。先ほどのご質問のバリアフリーに向けた取り組みと申しますのは、例えば維持管理を行う場合などに同時に順次行ってまいりたいというふうにご考えております。以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで質疑を終わります。意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで意見交換を終了します。

○委員長（後藤邦晴委員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（後藤邦晴委員） 全員挙手です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第27号 太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（後藤邦晴委員） 日程第8、議案第27号「太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（松本芳生） 今回の改正につきましては、市職員の例に合わせて企業職員の通勤手当の支給要件を改めるものでございます。新旧対照表のほうで説明させていただきたいと思っておりますので、31ページをお開きください。新旧対照表、第5条になります。第5条が3号からなっておりまして、まず第1号でございませうけれども、第1号は公共交通機関等を利用する職員のことをいっております。第2号が自転車又は車等の利用者。第3号は1号2号の両方も利用する者の支給要件となっております。ここに下線が付いておりますけれども、現行のほうで片道1キロメートル未満である者は支給しないと、これはカッコ書きで除外規定になっております。その1キロメートルを今回の改正で、2キロメートルに改めるものでございます。これは本年4月1日から施行するという内容でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました

質疑をおこないます。質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） 要するに通勤手当の該当する基準が厳しくなったということですね。

○委員長（後藤邦晴委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本芳生） そのとおりでございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 他にございませんか。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） この改正によって、どれくらい該当する職員の方が出ることなのか。あるいはコストの削減がどのくらいできるのか、分かりましたら教えてください。

○委員長（後藤邦晴委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本芳生） これは企業職員ということになりますので、上下水道部の職員を対象にご説明申し上げます。この分で対象外になる職員が4人。今現在21人対象になっておられて、そのうち4人が対象から外れることとなります。この支給要件が片道1キロメートル以上、2キロメートルというところが該当しないということになってまいりますので、1キロメートル当たり千円がひと月の通勤手当ということになります。ですから4人ですと、ひと月に4千円、それが1年間ですと、4万8千円減額になってくるということになります。以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 他に質疑はありませんか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） うちの所管では企業職員ですが、総務に引っかかっている分がありますが、それに絡んで。ようと聞きよらんかったけど理由はなんですか。

○委員長（後藤邦晴委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本芳生） これは国の基準に合わせて、市の職員もそれに準じて改正するというものでございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで質疑を終わります。

これより意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで意見交換を終わります。

○委員長（後藤邦晴委員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号「太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（後藤邦晴委員） 全員挙手です。

したがって、議案第27号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~



日程第9 議案第31号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○委員長（後藤邦晴委員） 日程第1、議案第31号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」当委員会所管分を議題といたします。

今回の補正予算の当委員会所管分は歳出1件、繰越明許費補正6件です。まず、歳出から審査したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 異議なしと認め、歳出から審査をおこないます。

それでは、補正予算書14、15ページをお開きください。

8款4項5目、下水道事業費の公営企業関係費について、補足説明をお願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） 8款、土木費、4項、都市計画費、5目、下水道事業費の230公営企業関係費、19節、負担金、補助及び交付金についてご説明させていただきます。下水道事業会計負担金、下水道事業会計補助金につきまして、平成24年度の確定見込みが算定をされました。これに基づきまして予算を減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 以上で歳出の審査を終わります。

今回、歳入の補正はございません。

次に4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正です。

まず8款1項、溜池施設改修事業として1千400万円、次に8款2項、都府楼前駅前広場整備事業として400万円、次に同じく8款2項、道路改良関係、社会資本整備総合交付金事業として2千200万円、次に同じく8款2項、道路改良関係、市営土木事業として520万円が補正されています。以上、4点の補正について、執行部の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） それでは繰越明許の補正について説明させていただきます。

8款1項、土木管理費の溜池施設改修事業の1,400万円でございます。これにつきましては、松ヶ浦池、野々山池、奥ノ池の底樋及び堤体の漏水調査及び設計業務を現在委託をしております。調査に際しまして史跡地現状変更の許可等に時間を要しまして業務日数に不足が生じますことから、予算を繰り越すものでございます。続きまして8款2項、道路橋梁費の都府楼前駅前広場整備事業でございます400万円でございます。駅前広場の道路への進入等の交通安全対策に関しまして、現在、福岡県の県警本部と協議をしておりますけれども、調整に時間を要しております。予算を繰り越しまして平成25年度に駅前広場の整備を行うものでございます。そ

れから次に8款2項、道路橋梁費の道路改良関係事業費、社会資本整備総合交付金です。2千200万円ですけども、関屋・国分寺線道路改良事業の建物及び工作物の移転補償、用地交渉に関しまして協議に時間を要しております。この分が1千400万円です。次に平成23年度の繰越事業として地域再生基盤強化事業を平成24年度完成に伴いまして、事業の事後評価の業務日数に不足を生じることから予算を繰り越すものです。これが300万円。また、平成25年度施行予定の社会資本総合整備交付金事業の測量設計業務の協議に時間を要しておりまして、業務の日数に不足が生じますことから、予算を繰り越すものでございます。合わせまして2千200万円の予算を繰り越すものでございます。

続きまして8款2項、道路橋梁費でございます。市営土木の事業の関係でございますけども、工事を受注いたしました請負業者が破産いたしましたして、破産業者から履行不能届が提出されたことによりまして、この工事の契約の解除をしたところでございます。この工事の再入札に当たりまして、工事の工期の不足が生じますことから、予算を繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。ただいま説明をいただきました補正について、質疑はありませんか。

原田副委員長。

○副委員長（原田久美子委員） 都府楼前駅前広場整備事業についてなんですけど、どのように整備されるのか、もうちょっと詳しく、ロータリーも含めてだろうと思えますけれども、今の段階でいいですので説明をお願いします。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 都府楼前駅前広場の整備につきましては、この広場で死亡事故等がっております。その関係で筑紫野警察署と協議をいたしまして、広場の通行について、一般車両が通行しないように、また、まほろば号の待機場所がありますけれども、待機場所についてもちゃんとした確保をして、通行車両とそれから駅に来られる送迎の車等との交通事故等が発生しないように整備をするということでございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 原田副委員長。

○副委員長（原田久美子委員） 踏切から左に入るわけですけど、まっすぐ行っていいのかどうか、一方通行、入ったらいけませんよ。あれ、ぐるっと一回回って出て行かなくやいけないと私は判断してたんですけど、ほとんどの車がまっすぐ行っちゃうんですね。だから向こうの車とロータリーから回ってこられるもので、当たるということがあるので、あそこに標識とかも付けられたりされるということすかね。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 今、ご指摘のように駅前広場に入って左に進入した車については一方通行です。けども、左に曲がりましてまっすぐ直進する車については直進できる状況です。ご指摘のように左に曲がって一方通行なのか、直進ができない道路なのか、できる道路なのか、は

つきりしない状況もございますので、その辺の路面標示、それから標識等を整備したいというふうに思っております。

○委員長(後藤邦晴委員) 他に質疑ありませんか。

芦刈委員。

○委員(芦刈茂委員) 教えていただきたいんですが、関屋・国分寺線の移転補償という話がありました。1千400万円。どここの移転補償、道路拡張に伴うんですかね。

○委員長(後藤邦晴委員) 建設課長。

○建設課長(伊藤勝義) 関屋・国分寺線改良事業につきましては現在、建物の移転、それから用地の確保をいたしまして今現在、工事を鋭意進めております。関屋・国分寺線につきましては幅員を7メートルの道路に拡幅する計画でございます。今回、繰り越しをしております予算につきましては平成24年度で建物の移転、工作物の移転、用地の契約をするものでございますが、相手との交渉で現在協議中でございますので、繰り越しをして事業を遂行していくこととございます。

○委員長(後藤邦晴委員) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤邦晴委員) 次に8款4項、景観地区、地区計画等関連基礎調査事業として300万円、同じく8款4項、佐野東地区まちづくり構想等策定事業として99万8千円が補正されています。

執行部の説明をお願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長(今村巧児) 景観地区、地区計画等関連基礎調査事業についてご説明させていただきます。政庁通り周辺につきましては、史跡来訪者の回遊性を向上させるという観点から、景観に配慮しつつ、専用店舗の立地を誘導する都市計画の変更を現在検討しております。本件につきましては多種多様な都市計画の手法の検討、又現地調査、又都市計画の変更に当たりましては県との事前協議ということが法定で定められておりますけれども、具体的な手法につきましては現在も協議を進めております。そのようなことも継続しておりますため、繰り越しさせていただきますものでございます。

次の佐野東地区まちづくり構想等策定事業につきましては、附属機関として設置をいたしません佐野東地区まちづくり構想検討委員会における会議資料の作成、会議録の整理等、委員会の導入段階での会議運営の支援について委託をいたしておるものでございます。委員会の開催につきましては概要説明、現地視察等、導入段階に三回程度の開催を計画をいたしておりました。委員の選任、会議開催の日程調整等に日時を要しまして、今回を繰り越しをさせていただくものでございます。説明は以上でございます。

○委員長(後藤邦晴委員) 説明は終わりました

質疑をおこないます。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤邦晴委員) それでは、今回の当委員会所管の補正予算について、質疑もれはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤邦晴委員) 以上で質疑を終わります。これより意見交換を行います。  
ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤邦晴委員) これで意見交換を終わります。

○委員長(後藤邦晴委員) これから討論を行います。討論はありませんか。

芦刈委員。

○委員(芦刈茂委員) 私の意見を討論の中で言わせていただきたいと思います。太宰府市が今年度で市制30周年ということで、私は市制50年に向けての議論を市民も含めて、30年から50年どうするのかという議論を私はする必要があるんだと思っておりますが、太宰府市の現状を見ますと、いろんな問題山積しておるといふうに、いろいろ言いませんが、思っているわけですし、今進んでおるのが、佐野東地区と体育館建設をめぐって全体的に進んでいるような気がいたしますが、私はもっと市制50年に向けて、太宰府市が全体的にどういう政策をどういう政策の順位でもってやるのかという議論をもっとすべきではないかというふうに思っておりますので、そういう意見を発表させていただきます。以上です。

○委員長(後藤邦晴委員) 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤邦晴委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(後藤邦晴委員) 全員挙手です。

したがって、議案第31号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第33号 平成24年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

○委員長(後藤邦晴委員) 日程第10、議案第33号「平成24年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これから、執行部の補足説明をお願いしますが、大幅な減額や増額補正など、特に説明が必

要と思われる項目以外は簡潔にご説明願います。

それでは、執行部の補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（松本芳生） それでは補正予算書の1ページ。第2条のほうですけど、業務の予定量を定めるところでございます。水道普及率の向上に伴いまして年間総給水量、それから1日平均給水量を改めております。また、主要な建設改良事業で、カタカナのロ、配水管新設工事及びニの配水施設改良工事、これをそれぞれ減額しております。その減額の主な内容でございますけれども、これは、工事請負費の入札減及び万葉台地区の配水方式を直圧式に変更いたしまして、コストダウンが図られたことによるものでございます。

第3条以降につきましては、事項別明細書3ページ以降でご説明させていただきます。

まず、給水収益でございますけれども、当初予算で見込んでおりました金額から0.8%ほど増加が見込まれるということで、844万円を増額補正しております。

次に第2項の加入負担金でございます。これも当初見込み件数よりも増加が見込まれますので、140万4千円増額補正をしております。

それから支出でございますけれども、まず3目の配水及び給水費につきましては全て入札減によるものでございます。

その次、減価償却費、資産減耗費につきましては、現時点で建設改良の事業費あるいは除却資産の数値等が確定いたしておりませんが、決算見込み数値でそれぞれに過不足が生じるということになりますので、減額あるいは増額を行っております。

次に、4ページ資本金的収入及び支出でございます。まず収入のほうですけども、これは、松川3号配水池の移設工事が本年1月に完了いたしまして、その工事の清算の結果、入札減による工事費の減少が大きく県の負担金も減少したということで工事負担金5千74万5千円を減額いたしております。

それから支出のほうですけども、冒頭で申し上げましたように、業務の予定量のほうで入札減による金額が確定したこと、それから万葉台地区の配水方式の見直しによって、コストダウンが図られたということでそれぞれの項目のところですべて減額の補正をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦刈委員。

○委員（芦刈茂委員） ちょっと補正に直接関係ないかもしれないのでいいかどうかかわからないのですが、水城のところに浄水場がありますよね。あれは機能しているかということを知りたいんでしょか。

○委員長(後藤邦晴委員) 施設課長。

○施設課長(加藤常道) 水城の浄水場につきましては今、機能はしていません。地下水も前は使用していましたが、今は上がっておりませんのでそれも使用していません。以上です。

○委員長(後藤邦晴委員) 芦刈委員。

○委員(芦刈茂委員) 当面ずっと予定ないんですね。

○委員長(後藤邦晴委員) 上下水道課長。

○上下水道課長(松本芳生) 今、施設課長がお答えしましたように、あそこは井戸水をくみ上げて大佐野浄水場のダムまで運んでいたということがあったんですけど、水量がなかなか見込めなくなりまして、今年4月から大山ダムからの受水が増量されるということで、そのくみ上げる分の少量については必要なくなったということがございますので、施設をどうするかについては今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○委員長(後藤邦晴委員) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤邦晴委員) これで質疑を終わります。

これより意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤邦晴委員) これで意見交換を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤邦晴委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号「平成24年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(後藤邦晴委員) 全員挙手です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第34号 平成24年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について

○委員長(後藤邦晴委員) 日程第11、議案第34号「平成24年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これから、執行部の補足説明をお願いしますが、大幅な減額や増額補正など、特に説明が必要と思われる項目以外は簡潔にご説明願います。

それでは、補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（松本芳生） それでは1ページの第2条の業務の予定量のところをお願いします。これも水道事業と同じように普及率の向上に伴いまして年間総排水量、1日平均排水量を改めております。それから流域下水道事業費負担金ですけれども、これは市長の提案理由のほうにもありましたけれども、今回、国の大型補正に伴いまして福岡県が流域下水道の建設改良事業の増額をするということで通知がございましたので、それに基づきまして補正を行っているものでございます。

それから第3条以降につきましては、4ページからの事項別明細書で説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

まず下水道使用料でございますけれども、これも水道と同じように水量が増加したということで当初予算よりも1.1%、1千306万8千円を増額しております。

その次の他会計負担金と2項、営業外収益の他会計補助金ですけれども、これは一般会計からの繰入金でございます。これは先ほど一般会計のほうで説明されたとおりでございまして、これは国の繰り出し基準に基づきまして総額が減額となっております。この理由ですけれども、建設改良費の入札減、借入利率の減少に伴いまして、この算定基礎額が減少したことによるものでございます。

次に一番最後、特別利益でございます。これは流域下水道維持管理負担金を福岡県のほうに水量に基づいて支出をしておりましたけれども、前年度の決算で清算の結果、返還金が生じたということで2,651万9千円の返還を受けるものでございます。

次に支出のほうでございますけれども、1項2目の流域下水道維持管理費です。これは先ほど返還金のところでご説明いたしましたけれども、処理費を福岡県のほうにお支払いする分でございます。水道使用料の増加とともに汚水量の増加が見込まれますので534万1千円を増額するというものでございます。

次に第2項、営業外費用の支払利息ですけれども、これは総額で968万9千円減額をしております。この理由ですけれども、平成23年度の起債の借入利率が減少したというものでございます。ちなみに利率は当初予算で2.0%でみておりましたけれども、実際は1.7%で借入れができたということでございます。

最後に、消費税でございますけれども、これは本年度中に支払予定の工事費が大幅に減少いたしましたことから仮払い消費税の額が大きく減少いたしますので納める額が増えるということでございます。それで8百万円を増額補正をさせていただいております。

次に6ページの資本的収入でございます。まず企業債のほうですけれども、これは、第2条の業務の予定量のところで説明いたしましたように流域下水道が行います建設改良費の増額補正、この財源が起債となっております。1,780万円増額するものでございます。この分につきましてはすべて交付税措置がされるということでございます。

第4項の負担金ですが、受益者負担金とその他の負担金、この2項目について360万7千円と185万8千円を増額しております。受益者負担金は市街化区域内における下水道の受益者負担金、それからその他負担金は市街化区域外と北谷・内山地区の準都市計画区域、これに係る分の下水道の負担金となっております。当初予算の段階では5年分割で賦課をいたします平成24年度分を当初見込んでおりましたけれども、農地転用とか新たに下水道の接続申請がされるといことで新規に賦課が生じるというものについて増額補正をしているものでございます。

最後に他会計補助金ですけれども、これは一般会計から受けます補助金でございます。繰り出し基準に基づくものでございます。この増額の理由ですけれども、これは借入利率が減少したことによって、元利均等償還というところから元金分が平成24年度支払い分が増えるということでございます。50万1千円、一般会計からその分繰り入れをおこなうということでございます。

それから、支出でございますけれども、第1項の2目、流域下水道整備費につきましては今までご説明いたしましたように国の大型補正によるものでございます。

それから固定資産購入費につきましては、説明欄に書いておりますように企業債システムを購入いたしました分の入札減によるものでございます。

一番最後の企業債償還金でございますけれども、4千円を増額いたしております。この主な内容としましては先ほど説明いたしました、借入利率が減少したことによって、元利均等償還の関係で元金分が増額するものですが、当初はその分を見込んで計上しておりましたけれども、予想以上に利率が落ちたものですから4千円の不足が生じたということでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで質疑を終わります。

これより意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで意見交換を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号「平成24年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を原案のと



おり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(後藤邦晴委員) 全員挙手です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後0時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第8号 市道路線の認定について

○委員長(後藤邦晴委員) 日程第12、議案第8号「市道路線の認定について」を議題とします。

それでは、執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長(伊藤勝義) それでは議案第8号、市道路線の認定について、ご説明いたします。

認定路線の詳細につきましては議案書25ページ、位置図、字図につきましては26ページから29ページをご覧ください。

まず、今回、市道路線の認定を提案しております「坂口1号線」につきましては、高雄二丁目地内の宅地開発によりまして、都市計画法第40条第2項の規定に基づきまして、公共施設用地の帰属を受けました道路であります。

続きまして、「市の上6号線」につきましては、都府楼南二丁目地内で、宅地造成されました新設道路でありまして、太宰府市道路採納規程の基準に合う道路構造であるかどうかを現地検査を行いまして、適当であると認められたため、同規程第2条の規定に基づき道路用地の寄附を受けましたので路線認定を行うものでございます。

道路法第8条第1項の規定に基づきまして、市道認定を行うにあたり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(後藤邦晴委員) 説明は終わりました。

お諮りします。

議案第8号については、質疑の前に委員会を休憩し、委員全員で先に現地調査を行うため、太宰府市議会会議規則第98条に基づき、議長に対して委員派遣承認を要求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤邦晴委員) 異議なしと認め、委員全員で現地調査を行います。なお、委員派遣承認要求書の提出については、委員長に一任願いたいと思います。

現地調査へはマイクロバスで午後1時15分に出発しますので、委員及び関係者の皆さんは時間に遅れないよう庁舎東側玄関前にお集まりください。

再開時間については、現地調査終了後連絡いたします。

なお、現地調査の所要時間は1時間程度を予定しています。

それでは、ここで暫時休憩します。

休 憩 午後 0 時 07 分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午後 2 時 09 分

○委員長（後藤邦晴委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第 8 号、市道路線の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで質疑を終わります。

これより意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで意見交換を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 8 号、「市道路線の認定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（後藤邦晴委員） 全員挙手です。

したがって、議案第 8 号は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成 5 名、反対 0 名 午後 2 時 09 分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（後藤邦晴委員） 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

ここで、おはかりします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思  
いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委  
員長に一任とすることに決定しました。

これもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 10 分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成25年3月31日

建設経済常任委員会 委員長 後藤 邦晴